

授業科目名	租税紛争処理 Tax Disputes Resolution and Law
授業科目群	展開・先端科目
標準学年	2年次
必修・選択の区別	選択
開講学期	後期
開講曜日・時限	木曜日・2時限
単位数	2単位
担当教員名	権田和雄 (Gonda Kazuo)
授業の目的	・所得税の基本項目について、裁判例等の分析により考察し応用力を養うことを目的とする。
履修条件	「税財政と法」の受講者を想定しているが、本講座からの受講も可能である。
到達目標	カリキュラムマップ、到達目標科目対応表及び学修ロードマップを参照のこと。
授業の概要	<p>・所得税の各項目について、判例研究を通じて考察する。所得区分については、限界事例の検討から区分の判断基準を考える。所得の構成要素である収入、必要経費については帰属等について学ぶ。また、所得税との関連から、法人税についても触れる。</p> <p>Examine income tax trough cases.such as criteria of classifying of incomes,attribution of income and expense.</p>
授業計画	<p>第1回 導入講義 所得税の基本【講義】</p> <p>第2回 所得区分(事業所得、給与所得)りんご生産組合事件「租税判例百選(第6版)」【20】</p> <p>第3回 所得区分(給与所得、一時所得)ストックオプション事件【37】</p> <p>第4回 所得区分(一時所得、雑所得)馬券払戻金事件【45】</p> <p>第5回 所得区分(不動産所得、譲渡所得)【35】</p> <p>第6回 譲渡所得(譲渡の意義)財産分与事件【42】</p> <p>第7回 課税単位・所得帰属(弁護士夫婦事件)【30】</p> <p>第8回 収入の計上時期(賃料増額請求事件)【63】</p> <p>第9回 沖縄補償金事件(収入計上) 福岡高裁平成6. 12.14判決(判時1541号72頁)</p> <p>第10回 必要経費の認定(弁護士会役員懇親会費)東京高裁平成24.9. 19【裁判例情報】</p> <p>第11回 不法収益(超過制限利息)【31】</p> <p>第12回 不法経費(脱税経費)【52】</p> <p>第13回 租税法の解釈(ホステス源泉徴収)【13】</p> <p>第14回 無利息融資と法人税法22条2項【50】</p> <p>第15回 同族会社の行為計算否認と所得税【61】</p>
授業の進め方	・判例研究では、各人が事前に課題を調べ質疑応答を中心に進める。報告回数(分担)は受講生の人数も勘案して加重な負担とならないよう配慮する。
教科書及び参考図書等	<p>・教科書として「租税判例百選(第6版)」有斐閣・2016年・2600円</p> <p>・参考書として、税法の未学習者は、「税法入門(第7版)」有斐閣新書・2016年・1000円を、税法選択など深く学習する者は「スタンダード所得税法(第2版)」弘文堂・2016年・3500円を勧める(司法試験の学習書としても使える)。</p> <p>・法令集は、「租税判例六法(第2版)」有斐閣・2015年・2900円が主要な税法・政令(部分)をカバーしてコンパクトである。</p>
試験・成績評価等	講義における質疑応答(20%)、判例研究報告(30%)及び期末試験(50%)で判定する。

事前学習	判例研究では、各人が(報告者以外も)事前に課題を調べて講義に臨むこと。
課題レポート等	報告については受講生の状況を勘案して回数等を決める。
オフィスアワー	授業開始前又は終了後に質問を受け付ける。
その他	